

平成15年5月13日

特 別 要 望

— 自治体病院が直面し、緊急に解決を要する問題点 —

全国自治体病院開設者協議会
社団法人 全国自治体病院協議会

全国自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会は、現在自治体病院が抱えている問題の中で特に、緊急に解決・是正を図っていただきたい次の3項目につきまして、下記のとおりご要望致します。

記

1. 小児医療について

現在我が国の病院は約9,600ありますが、その内、小児科の病院は1990年には約4,100ありましたが、この10年間に600の病院が廃止しております。また、現在小児病床数は全国で約36,189床あり、そのうち自治体36.5%、大学及び国立29.9%、日赤5.7%、済生会2.1%、民間9.2%、その他公的病院等16.6%となっており、自治体病院が最も多く小児病床を有しており、その役割は年々大きくなっております。

民間病院が小児医療を敬遠しているのは、一般医療と比べ小児医療は、救急患者の場合が多く、また病状が急変することが多いため、より手間がかかること、また、色々な報道に示されるように、その負担が医師をはじめとする医療スタッフ全体の過重労働となってい

る反面、診療報酬が経営に見合わず低く抑えられていることであります。

昨年、小児医療にかかる診療報酬が一部改定されましたが、その効果は殆どありませんでした。この環境の中で自治体病院においてはその責務上小児入院治療を続けております。

このような状況を踏まえ、総務省から平成15年度の地方財政計画において、小児医療・小児救急体制の充実のために新たに72億円を計上していただきました。これは自治体病院にとって誠に有り難いことと感謝しております。しかし、日本の小児医療は自治体病院だけが担当すべきものではなく、国全体としてどのように対応していくのが基本であります。

小児医療を守り、従事する職員の安全と健康を守るためには小児医療の将来構想の明示や小児科医の育成・確保と適正な診療報酬体系の確立が急務であります。この点を十分にご配慮をいただくよう強くご要望致します。

2. 精神医療について

我が国の精神病院の経営は、自治体病院は約6割が赤字経営であり、一方、民間の精神病院は半数以上が黒字経営であります。

自治体病院の赤字の原因は入院単価が一般診療科より低いことと、医業収益に対する人件費の割合がかなり高い点にあり、医業収益対給与比率は自治体110%、民間64%となっております。

このように、自治体立精神病院の給与比率が高くなるのは、医師、看護師の数の割合が多く、100床当たりの医師は民間病院の1.3倍、看護師は2倍多く配置されているからですが、しかし、今日の自治体立精神病院が果たしている精神医療の質を確保するために、特別の事情があることを強調せざるを得ません。

現行の医療法では患者48人に対して医師が1人、看護師は患者4人に対して1人の配置が基準となっておりますが、自治体立精神病院では、救急、措置入院、重症・身体合併症、触法、児童・思春期の精神医療等多様な患者を多く扱っており、早期の社会復帰に懸命の努力を注ぐために、医療スタッフをより充実させる必要があることと、特に総合病院におきましては、精神科のみを他の一般診療科と区別して、少ない医療スタッフを配置することができないという事情があります。医療の質を落とすことに倫理的な抵抗感があるからであります。

この結果は、患者の平均在院日数に端的に現わされておりますが、

民間は410日で、入院患者の50%は5年以上、30%は10年以上の入院です。それに比べて、自治体病院の平均在院日数は、その約半数の193日です。

このように平均在院日数の長い日本の精神科医療の現状は、医療というには程遠く、現在の精神保健福祉法の主旨と大きくかけ離れていると言わざるを得ません。

精神医療というものの根本を考えた行政的改革と、あるべき適正な人員配置に見合う診療報酬の早急な改善をお願い致します。

以上小児医療及び精神科医療の2点に関して要望いたしましたが、これが改善されない問題として、診療報酬を決める中医協の構成メンバーの不適切さにあります。

これまで繰り返し要望してきましたが、公正、公平な立場で発言ができるのは私共自治体病院です。当協議会の代表一人を委員として参加させていただくよう重ねてお願い致します。

3. 医師不足と大学からの医師の引き揚げについて

現在、自治体病院はその約43%が医師不足に悩み、その充足率は約80%であり、特にへき地ではその傾向が顕著であります。

これに加え、最近関連大学が自治体病院から医師を引き揚げるという事態が起こっております。

この3月当協議会が緊急調査した結果によりますと、回答694病院中、実際に引き揚げがあった病院は169病院、引き揚げの相談があったのが116病院で合計41%の病院がこの問題の対応に苦慮しております。

こういった背景には独立行政法人化や新医師臨床研修制度の発足といった大学側の事情もあるからであります。一方、自治体病院勤務医の人事権の大多数が大学医局に従属して来たことがこのような結果を招いていることも否定できません。

こうした厳しい状況に対処するためには自ら解決策を見出していく以外に、自治体病院としては、中核病院を主軸とした周辺病院とのネットワークの構築と連携の強化を図って地域医療を確保すると共に、地域医療に情熱を持った医師の確保と養成に積極的に取り組んでいく所存であります。

こういった地域医療を確保するための取り組みに対して、行政的、財政的なご支援をお願いする次第であります。

以上